

# 協同組合と総代の役割について

豊島区民センター 2005.4.2(土) 1:40pm-2:30pm 岡安喜三郎

## 目次

- ・ 総代とは（その1：まずは法規的位置）
- ・ 協同組合とは（ - ICA の「協同組合のアイデンティティ声明」より）
- ・ 21世紀型協同組合のキーワード（国連決議、国際労働機関勧告より）
- ・ 総代とは（その2：総代の役割）
- ・ さいごに

【付録】ICAの協同組合原則の変遷

## ・ 総代とは（その1：まずは法規的位置）

【総代の名称】 仲間から選ばれる、仲間全員の代表としての「総代」という用語は歴史的にも様々に使われているが、ある単一組織の運動体や事業体において使われる場合は、通常最高議決機関の構成員となるという意味で、「代議員」と同義である。協同組合では通常、総代という用語が使われる。

協同組合の連合会組織においては、「代議員」とは会員組織毎に連合会総会に派遣される人たちを言い、「総代」とは連合会の総代会制度の下、複数の団体会員を代表して総代会の構成員となる人を言う。

「代理人」という用語は仲間うちか否かに関わらず委任によって成立するので（例「弁護士や税理士を代理人として」等）、通常、総代を「代理人」とは呼称しない。協同組合法の中では、総会や総代会の構成員である組合員や総代、代議員が会議欠席する場合の委任状を受けたものを「代理人」と称している。その際、代理人資格の制約（仲間うちとの認定）が当然にもある。

【総代会制度】 各種協同組合法（農協法、水協法、森組法、中小企業法、労金法\*、信金法\*、農林中金法\*\*、商工中金法\*\*）には社団として社員総会（株式会社なら株主総会）にあたる組合員総会以外に、「総代会制度」が一定の条件で認められている。その他、保険業法の相互会社規定\*\*\*でも導入されているが、それぞれの意味が微妙に異なるので、ここではとくに生協について論じ

る。

生協法では組合員が千人以上の場合、定款の定めるところにより、総会（法第34条）に代わり「総代会を設けることができる」としている（法第47条）。

- （注）\*：選任。\*\*：選出規定条項なし、\*\*\*：「選出」とだけ規定。無印：選挙。総代会制を採用するときの総代の選出方法は、その事業体自体のガバナンスの民主制の根幹を左右しかねない。
- （注）農林中金法や商工中金法の総代会は、産業組合法第38条ノ2の規定を準用。

【総代の選び方】 生協法第47条第2項は、「総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選挙する」と規定し、選挙に関する事項は定款で定めること（定款で「選挙規約の定めるところにより」と再規定することも可。ここでいう「規約」とは総代会で採択したものを言う。理事会で採択したものでは認められない。）、組合員のうちから選出すること、選出方法は（選任ではなく）選挙に依ることとされる。

【総代の選挙】 生協法では「選挙」の手続きとか誰が選挙人かは規定されていない。しかし一般的には、選挙の内容と期間の公示、選挙区の設定、立候補の保証、選挙人範疇の明示、当選人氏名の公示（無記名投票に依るか定数内の投票省略等に依る）、当選人公示異議申請期間の確保等の一連の手続きのことを言うので、それらおよびそれらを管理する「選挙管理委員会の設置」が定款もしくは規約で規定される必要がある。そして選挙人は組合員であることは言うまでもない。農協法、水協法、森組法、中企法では、総代会を設置した場合に「総代会において総代の選挙はできない」と明示的な規定がある。

・協同組合とは（ICAの「協同組合のアイデンティティ声明」より）

ICA：国際協同組合同盟、1895年設立

#### 【定義】

協同組合とは、人々の自治的な協同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うもの。

#### 【価値】

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また協同組合の創始者たちの伝統を受け継いで、協同組合の組合員は、正直、率直、社会的責任、人への思いやりという倫理的価値を信条とする。

#### 【原則】（1937年制定、1966年、1995年改定）

1) 自発的で開かれた組合員制

- ◇ 組合の事業を利用し、組合員としての責任を果たす意志のある人なら、という条件ですべての人に開かれている。

2) 組合員による民主的管理

- ◇ 出資口数の多少に関わらず、一人一票。情報開示と説明責任によ組合員の民主的コントロールを実体化する。

3) 組合員の経済的参加

- ◇ 公平な出資。出資金への配当の制限。利益処分の方法。

4) 自治と自立 (1995年に追加)

- ◇ 政府や他の団体との協定、資金調達の際の自立と、自治の保全。

5) 教育・研修および広報

- ◇ 組合員、総代、経営陣、従業員への教育・研修。若者やオピニオンリーダー、組合員外の普通の人たちに、協同組合の性格と良さを知らせる。

6) 協同組合間の協同 (1966年に追加)

- ◇ 協同組合は自分の中に籠もらずに、地域的、全国的、国際的協同を進めることによって、協同組合運動を強化する。

7) 地域社会への関与 (1995年に追加)

- ◇ 協同組合は、組合員が良いと思ったやり方によって、自分たちの地域社会の持続的な発展に努める。

. 21世紀型協同組合のキーワード(国連決議、国際労働機関勧告より)

国連決議「社会発展における協同組合」(2001年12月)より

「様々な形態の協同組合が、女性や若者、高齢者、障害者等、あらゆる人々の経済・社会発展への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会発展の主要な構成要素になりつつある」(前文より)

「協同組合にとって支援的な環境を確保し、協同組合の目標達成の助けとなるようその可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制上また行政上の規定の継続的な見直しを各国政府に奨励する」(第3項)

国際労働機関(ILO)の「協同組合振興勧告」(2002年6月)より

「様々な形態を持つ協同組合が、すべての人々の経済・社会発展の営みに目一杯の参加を進めている」（前文より）

「均衡のとれた社会は、強力な公共セクターや民間セクターと同様に、強力な協同組合、共済組合、その他の社会的セクターおよび非政府セクターを必要とする。かかる状況において、政府は、協同組合の性格と機能に合致し、第3項に列挙された（このレジユメのと同じ：引用者注）、協同組合の価値と原則に導かれる支援政策と法的枠組みを、・・・提供すべきである」（第6項）

「第3項に列挙された（上記に同じ）価値と原則に導かれる協同組合を、各国のおよび国際的な経済・社会発展の柱の1つと見なすこと」（第7項）

両決議の背景には経済や政治の「グローバル化」の下、社会的排除の拡大と地域崩壊の進行に対する危機感があり、それらに効果的に対抗しうる協同組合の活動に国際的な期待が高まっていることが挙げられる。

包み込みと地域再生の期待を担うべき二十一世紀型協同組合活動の追加キーワードは、「多様性」と「誰でも」ではなからうか。

このような協同組合での働き方と経営のあり方には、国連や ILO に期待に見合う挑戦的なアプローチが求められている。

## ・ 総代とは（その2：総代の役割）

「総代の役割」の考察・論議には、まず「組合員の役割」の考察・論議が必要。その上にたって総代を見てみたい。

- 「組合員には義務がある？」（協同組合の第1原則から）  
一般会社（株式会社）とは異なる性格 = 組合員の三位一体性
  - ・ 出資
  - ・ 利用
  - ・ 運営（経営）
- 組合員の権利には、自益権と共益権とがある。
  - ◇ 自益権：経済的・社会的・文化的メリットを享受する権利
  - ◇ 共益権：生協運営に参加・参画する権利  
（この一部が、総代に委ねられるのが総代会制）
- 協同組合は先ずは、組合員の生活地域（地域社会）に関する「共通」した関心・願いを基本に組み立てるが、地域においては、「共通」でない段階でも、個々の関心・願いを認め合う、また共感する活動（寛容性）が実は重要になっている。

前述した ICA の定義には「地域」が書かれていないが、第7原則にある通り、あくまでも、「生活地域（地域共同体）に関する関心・願い」という、包括的な目線が必要。

- 高齢協の組合員の強い共通の関心・願いは、「仕事起こしを含めて、地域で安全に安心して暮らせること」にある。健康・助けあい事業に留まらず、組合員どうしにコミュニケーションがある、どこかに気軽に集まれるという組織文化・地域文化の形成が求められる。「介護予防」（予防的ケア）
- このような組合員の関心・願いは、組合員活動だけでは達成するわけではない。事業に関わったり、既に生協で働くワーカーと顔の見えるコミュニケーションができ（交流が持てる）ことにより、それぞれの持っている力（潜在力）が出し合えるようになることが大切である。一方では、そういう価値観をベースにした労働をすすめる、換言すれば安全で安心して暮らせる地域づくりをめざして働く労働者の役割が大である。

総代は、そのような組合員の該当選挙区の代表であり、組合員と一緒にあって、理事と協力してその地域の状況を把握する。

- 地域での組合員の活動が活発になればなるほど、高齢協が地域の人たちに見えるようになるという関係です。
- 自治会・町内会等とのコミュニケーション
- 理事は法人を代表する、総代は組合員を代表する。

高齢協の方針づくりに参加し、総代会に出席する。

- 理事と協力して、組合員とのコミュニケーションを行う。  
組合員どうしの交流ができるような仕組みが高齢協の命綱。
- 組合員の声や要望を理事に伝え、また総代会の内容に反映させる。
- 総代会に出席して、内容に関与し、理事と協力して結果を組合員に知らせる。（組合員の共益権の代理行使の位置）

## . さいごに

- 総代の皆さんと理事の協力によって、魅力ある高齢協と地域づくりを進めましょう。
- そのために、さまざまな提案が高齢協にとっては必要です。

【付録】 I C A の協同組合原則の変遷

第 15 回総会で採択 1937 年パリ	第 23 回総会で採択 1966 年ウィーン	第 31 回総会で採択 1995 年マンチェスター
1.加入脱退の自由、公開	1.公開	1.自発的で開かれた組合員制
2.民主的管理、一人一票	2.民主的管理、一人一票	2.組合員による民主的管理
3.利用高配当	4.剰余金の配分	3.組合員の経済的参加
4.出資金の利子制限	3.出資金の利子制限	
5.政治的・宗教的中立		4.自治と自立
6.現金取引		
7.教育促進	5.教育促進	5.教育・訓練および広報
	6.協同組合間の協同	6.協同組合間の協同
		7.コミュニティへの関与